

「電通大技術士会 業務処理規程」

1. 交通費の支給について
  - (1) 幹事会への役員（会長、幹事、顧問、監査役）参加に対し、関東圏以遠から参加する役員交通費実費を支給する。
    - ① 本人が辞退した場合はこの限りではない。
2. 業務で発生した交通費実費の支給について
  - (1) 役員による電通大技術士会の PR 等業務で発生した交通費実費を、5000 円を上限として支給する。
    - ① PR 等業務
      - \* PR 業務
      - \* 役員会合（幹事会、役員会 等）
  - (2) 本人が辞退した場合はこの限りではない。
3. 会員登録手順について
  - (1) 別紙「電通大技術士会 会員登録手順」に定める
4. 外部支援手順について
  - (1) 別紙「電通大技術士会 外部支援手順」に定める
  - (2) 外部支援フォロー表を「帳票\_支援推進管理表」に設ける
  - (3) 支援実施報告書を「帳票\_外部支援報告書」に設ける
  - (4) 外部支援幹旋管理費として、支援取引額の 5%を徴収する
    - ① 別途定める、「帳票\_外部支援報告書」に明記する
5. 役員業務分担について
  - (1) 別紙「電通大技術士会\_役員業務内容」に定める

改定履歴

平成 26 年 5 月 25 日 制定 (Rev.1.0)

平成 26 年 6 月 28 日 2、3、4、5 項追加 (Rev.1.1)

平成 26 年 9 月 26 日 4 項追加 (Rev.1.2)

平成 30 年 7 月 4 日 PR 等業務に役員会（幹事会）追加 (Rev.1.3)